

総 評 相 第 1 号
平成 29 年 1 月 13 日

厚生労働省社会・援護局長 殿

総務省行政評価局長

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善（あっせん）

総務省行政評価局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、「村役場に戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書を提出して 1 年近く経過したが、何も連絡がない。（裁定機関である）県に電話で聞いたところ、もう少し待ってほしいと言われた。早くしてほしい。」との申出があり、平成 28 年 1 月 1 日から 8 月 31 日までの間に、同様の申出がほかに 22 件寄せられました。また、「市に提出した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書は県の担当課へ郵送されるが、郵送中に紛失があった等の場合には、市で請求書を受け付けられたかどうかあやふやになってしまうので、市は、請求書の受付証書を作成して手渡す必要があるのではないか。」との申出がありました。

これらの申出を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当局としては、下記のとおり、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続について、次の①から③の措置を講ずる必要があると考えます。

- ① ホームページや特別弔慰金請求書の受付窓口等で、請求書の受付から裁定まで又は特別弔慰金の支給までのおおよその期間を案内するのが望ましい旨を都道府県及び市町村に周知すること。
- ② 都道府県における裁定事務の検討に資するよう、都道府県の中には、他の都道府県に進達すべき請求書は優先的に審査して、裁定までの期間の平準化を図っている例や、請求者が過去の特別弔慰金の請求者と同一かどうかで審査担当者を区分する体制を採るなどして処理の迅速化の工夫をしている例があることを都道府県に周知すること。

- ③ 市町村における取扱いの検討に資するよう、市町村の中には、特別弔慰金請求書を受け付けた旨が記載された書面（以下「受付票」という。）又はこれに代わる書面（受付手続がされた特別弔慰金請求書の写し）の交付の取組を行っている例があること及び請求者に対する裁定結果の連絡を都道府県から裁定通知を受けた段階で行っている例があることを都道府県及び市町村に周知すること。

については、貴省において、必要な措置を御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果等について、平成 29 年 4 月 14 日までにお知らせください。

記

1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の概要

(1) 特別弔慰金の請求と裁定手続

戦後 70 周年の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（無利子の記名国債）を請求する者は、平成 27 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 2 日までの間に、居住地の市町村長（特別区の場合は区長）、都道府県知事を順次経由して、裁定機関（戦没者等の除籍された当時の本籍地の都道府県知事等）に特別弔慰金請求書を提出しなければならない（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）第 4 条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和 40 年政令第 183 号。以下「施行令」という。）第 2 条及び第 3 条並びに戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 27 号。以下「施行規則」という。）第 1 条及び第 3 条）。

請求者の居住地都道府県が戦没者等の除籍された当時の本籍地都道府県等（裁定都道府県）と異なる場合には、請求書は、居住地都道府県で審査された後、裁定都道府県に進達されて、審査・裁定されることとなる。

裁定機関は、可決裁定を行ったときは特別弔慰金裁定通知書を、却下裁定を行ったときは特別弔慰金却下通知書を請求者に交付しなければならない（施行規則第 2 条）。実際には、これらは、請求書を受け付けた市町村を経由して請求者に交付される。このうち、特別弔慰金裁定通知書については、直ちに交付されるのではなく、後記(2)の手続において市町村が記名国債を代理受領した後、当該国債とともに交付される。

なお、請求書の経由及び裁定に関して、都道府県及び市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務である（施行令第 4 条）。

(2) 記名国債の交付手続

可決裁定を行った裁定機関は、厚生労働省にその旨の報告をすることとな

っており(平成27年4月1日付け社援発 0401 第2号各都道府県民生主管部(局)長宛て厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知。以下「厚生労働省所管課長通知」という。)、厚生労働省は、その報告を受けて、財務省に当該可決裁定を受けた者に交付する記名国債の発行請求を行う。

発行請求を受けた財務省は、記名国債の受取人の住所地を管轄する財務局長に指示し、国債交付通知書を受取人に交付するが、実際には、記名国債の受取人(特別弔慰金の請求者)の居住地の市町村に送付され、その送付を受けた市町村において記名国債を代理受領した上で、特別弔慰金裁定通知書とともに特別弔慰金の請求者に交付される。

なお、厚生労働省所管課長通知においては、可決裁定の報告から請求者への記名国債の交付まで、約3か月半の期間を要するとされている。

2 当局の調査結果

(1) 都道府県における審査・裁定等の実情

任意に抽出した12の都道府県に対し、審査・裁定等の実情を調査した。

ア 請求書の審査の順序及び審査着手までにどの程度の時間を要しているかを確認したところ、下表のとおりであった。

表 都道府県の特別弔慰金請求書の審査順序と審査着手までの期間

特別弔慰金請求書の審査の態様等			都道府県数
当該都道府県での受付日付順に審査している(注1)	都道府県での受付から審査着手までの期間	約1年	2
		10~11か月	2
		6~9か月	3
		5か月以内	2
市町村の受付日付順に審査している(注2)	市町村での受付から審査着手までの期間	10か月~1年	1
		6~9か月	1
他都道府県への進達を要するものを優先している	他都道府県への進達を要するものは都道府県受付後5か月以内、進達不要のものは都道府県受付後6~8か月		1
			計 12

(注1) 自ら裁定すべき請求書と他の都道府県に進達すべき請求書とを区分せず、市町村及び他の都道府県から送付された請求書を受け付けた日付の順に審査するというもの。

居住地都道府県及び裁定都道府県がこの審査方法を採用する場合には、市町村での受付から裁定機関である都道府県での審査開始までには、上記期間に、

居住地都道府県が裁定都道府県に進達するまでの期間（上記期間と同程度の期間（1年～数箇月））が加わることとなる。

なお、厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議（平成22年3月2日開催）の資料によれば、戦後60周年（平成17年）の特別弔慰金の請求については、居住地都道府県から裁定都道府県に進達されたものが約18%（受付件数128万5,020件のうち、22万5,434件）あった。

（注2）市町村から送付された請求書と他の都道府県の審査を経て進達された請求書について、請求者の待ち時間を平準化するために、全て、市町村で受け付けられた日付順に審査するというもの。

なお、戦後60周年の特別弔慰金を請求した者と同一人が請求する場合は、添付書類が少なく、審査が容易であるため、審査担当者を、前回請求者と同一人からの請求のみを審査する者とそれ以外の請求を審査する者に区分して、処理の迅速化の工夫を行っている都道府県があった。

イ 特別弔慰金の請求から支給までの期間の案内をしているかを確認したところ、ホームページ等で案内をしている都道府県はなかった。ただし、市町村に対して請求書の受付時に支給までの期間を案内するよう要請している都道府県が7あり、市町村に対しても案内を要請していない都道府県は5あった。

また、裁定機関は標準処理期間の設定の努力義務がある（行政手続法（平成5年法律第88号）第6条）ところ、各都道府県のホームページで把握することができた範囲では、7の都道府県が「事実認定に難易差があり、標準処理期間の設定は困難」などとしており、請求書の受付から「7か月」と明確に定めていた都道府県も1あった。

特別弔慰金の支給時期や審査状況に関する電話照会等への対応状況を確認したところ、1日の対応件数が20件以上の都道府県は4、10～19件の都道府県は6、9件以下の都道府県は2あった。

なお、当局の行政相談の窓口には、平成27年4月1日から平成28年12月31日までに、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する相談が186件寄せられているが、そのうち、66件が審査状況に関するもの（「請求書を提出したが、審査結果の連絡がないため、審査状況を知りたい。」などの申出）である。

（2）市町村における取扱いの実情

全ての政令市（20市）の市役所又はその区役所（区は任意に抽出）に対して、受付票等の交付状況及び請求者への特別弔慰金支給までの期間の案内状況を調査した。

ア 請求書の受付時に受付票等を交付しているかを確認したところ、受付票を交付している市は 8、請求書の写しを交付している市は 4（うち 2 市は、当該写しに受付印を押している。）あり、受付票等は交付していない市は 8 あった。

イ 特別弔慰金の支給までの期間の案内の状況を調査したところ、支給までのおおよその期間を記載したチラシ又は受付票を配布している市は 3、支給までのおおよその期間を口頭で伝えている市は 16 あり、時間がかかる旨を口頭で伝えている市は 1 あった。

19 市が案内している期間の内訳については、「1 年～1 年半」が 2 市、「1 年程度」が 15 市、「6 か月～1 年」が 2 市あった。

なお、政令市以外で、特別弔慰金の支給までのおおよその期間を記載した受付票を交付している例があった。

ウ 市が都道府県から裁定通知を受けた段階で、請求者に連絡し、特別弔慰金の支給時期（記名国債の交付時期）を知らせているかを確認したところ、この取扱いをしているのは 1 市のみであり、記名国債の交付が可能となった段階で初めて請求者に通知している市は 19 あった。ただし、19 市の中には、都道府県が可決裁定をしている請求者から進捗状況の問合せがあれば 3 か月程度で国債が交付される旨を伝えている市が 4 あった。

3 厚生労働省の意見

- ① 請求者に対する特別弔慰金支給までの期間の案内に関して、厚生労働省がホームページ等で支給までのおおよその期間（全国的な目安）を案内することは、不足する書類の補正や事実確認など案件ごとに審査事情が大きく異なることや都道府県により審査の進捗状況が異なることから、請求者に誤解を与えかねないという懸念があると考えている。

なお、都道府県又は市町村において各都道府県の実情に応じたおおよその期間をホームページ等で案内することについては、各地方公共団体において実施の可否を判断していただきたいと考えている。

- ② 都道府県の審査期間の短縮について、平成 27 年度は、厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議において、裁定処理が進んでいる都道府県の事例を示して裁定促進の依頼をするとともに、裁定処理が遅れている都道府県に対しては、遅れの理由をヒアリングし、改善指導をしたところであるが、28 年度は、裁定処理が遅れている都道府県に対して、更に事務処理方法を詳細にヒアリングし、事務処理体制や手順の見直しを指導する予定である。

- ③ 請求書受付時の受付票の交付及び裁定された請求者に対する連絡については、都道府県及び市町村の意見や地方公共団体にかかる事務負担も考慮の上、検討する必要があると考えている。

4 改善の必要性

上記2の調査結果及び3の厚生労働省の意見について、行政苦情救済推進会議において検討した結果、次の意見があった。

- ① 請求書の受付から裁定まで又は特別弔慰金の支給までのおおよその期間を請求者に案内することが望ましく、厚生労働省はその旨を都道府県及び市町村に周知すべきである。特に、裁定処分を行う都道府県は、標準処理期間の設定の努力義務があることからすると、都道府県においてホームページ等で特別弔慰金の請求から支給までのおおよその期間を案内するようすべきである。また、市町村の中には、特別弔慰金の請求から支給までのおおよその期間を記載したチラシや受付票を請求者に交付しているところがあるが、これは望ましい例である。
- ② 都道府県の審査期間の短縮について、厚生労働省においても事務処理手順の見直し等の対応を進めており、その対応の検討に資するよう、裁定処分を行う都道府県に進達すべき請求書は優先的に審査して裁定までの期間の平準化を図っている都道府県や、請求者が過去の特別弔慰金の請求者と同一かどうかで審査担当者を区分する体制を採るなどして処理の迅速化の工夫をしている都道府県があることの情報と同省に提供し、同省からこれらの情報を各都道府県に周知するのがよい。
- ③ 市町村における請求書受付時の受付票の交付については、既に実施されている市町村の取組例を参考に、他の市町村窓口でも行政サービスとして実施されるのが望ましいため、受付票交付の取組例を周知するのがよい。また、市町村は、記名国債の交付が可能となった段階ではなく、都道府県から裁定通知書の送付を受けた段階で、請求者に裁定結果の連絡を行うのが望ましく、市町村における取扱いの検討に資するよう、既にこれらの取扱いを行っている市町村があることを周知するのがよい。

これらの請求者の便宜に資する観点からの行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて、当局が検討した結果、厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① ホームページや特別弔慰金請求書の受付窓口等において、請求書の受付から裁定まで又は特別弔慰金の支給までのおおよその期間を案内するのが望ましい旨を都道府県及び市町村に周知すること。
- ② 都道府県における裁定事務の検討に資するよう、都道府県の中には、裁定処分を行う都道府県に進達すべき請求書は優先的に審査して、裁定までの期

間の平準化を図っている例や、請求者が過去の特別弔慰金の請求者と同一かどうかで審査担当者を区分する体制を採るなどして処理の迅速化の工夫をしている例があることを都道府県に周知すること。

- ③ 市町村における取扱いの検討に資するよう、市町村の中には、受付票等の交付の取組を行っている例があること及び請求者に対する裁定結果の連絡を都道府県から裁定通知を受けた段階で行っている例があることを都道府県及び市町村に周知すること。